

国の「新連携支援」を
ご存知ですか？

執筆担当者

孫田 猛

本年度新たに施工さ
れた「中小企業新事業
促進法」の中に、「新連
携支援」というものが
ある。

これは二社以上の異
分野の中小企業（この
他に大企業、大学、研
究機関、N P O、組合
等）が参加することも
可（）で連携し、新たな
事業活動に取り組む者
に対し、さまざまな支
援をするという内容で
ある。

支援策の中身をみて
いくと、まずは二つの
補助金がある。ひとつ
は「新連携」を実施し
ようとすると連携体の代
表者に対し、連携構築
に資する規定の作成費
や、コンサルタント等
に係る経費補助として
三三〇万円を上限とし

て補助するというもの。
もうひとつは、「新連携
計画」の認定を受けた
連携体の代表者に対し、
事業運営対象経費の三
分の二以内で三〇〇〇
万円を上限として補助
するという大掛かりな
ものである。

また、政府系金融機
関からの貸付において
は、「特別利率」とい
う、最優遇金利にて融
資をするというものも
ある。なお、新連携計
画の承認が貸付を保証
するものではなく、金
融審査が必要なので注
意を要する。

さらに、信用保証協
会の普通保険では、通
常の付保限度額と同額
の別枠（二億円）を設
けている。

その他にも国の高度
化融資制度（土地、建
物、構築物、設備に対
する無利子の融資）や
設備投資減税、特許料
等の減免措置が揃って
いる。

なぜこんなに優遇措
置がとられているのか
かというと、異分野の事
業所が集まって、新し

い事業をつくるモデル
の成功事例をつくりた
いという国の意図があ
るものと思われる。

ならば、この事業に
積極的にトライしてみ
ることも価値があるの
ではないか。今まで旅
館が旅館でしかなかつ
たのに対し、異分野の
事業体とタイアップす
ることは様々な可能性
が考えられる。

この支援は、単なる
異業種交流のレベルで
は認められるものでは
ないが、新たなビジネ
スモデルについては、
フォロワーアップ支援体
制は専門家の人的サポ
ートも含め、かなり強
力である。詳しくは経
済産業省のホームページ
を参考にしてもらいた
い。

既存の旅館の強みを
ベースに新たなビジネ
スにチャレンジしたい
経営者にとっては朗報
である。

<http://www.ikmag.jp>
otai@ikmag.jp